

《平成23年度》

# 高松市太陽光発電システム 設置費補助制度のご案内（住宅用）

高松市では、地球温暖化対策として、クリーンな自然エネルギーの利用促進等に積極的に取り組んでおります。その一環として、住宅に太陽光発電システムを設置される方への補助事業を実施いたします。

## 1 補助対象となる太陽光発電システム

- (1) 太陽光発電システム（以下「発電システム」という。）の構成として必要なものは次のとおりです。  
太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、系統連系保護装置（インバーターおよび保護装置）  
発生電力量計、余剰電力販売用電力量計
- (2) 次の要件を満たすことが必要です。
  - ア 住宅の屋根などへの設置に適したものであること。
  - イ 電気事業者の配電線と連系するものであること。
  - ウ 発電システムはすべて未使用品であること。



## 2 補助金の交付対象となる方

平成23年度中に、次のいずれかの要件を満たす方で、かつ市税を滞納していない方です。（法人の場合は対象になりません。）

- (1) ご自身が居住する市内の住宅に設置しようとする方。
- (2) ご自身が居住するために新築する市内の住宅に、新築と同時に設置しようとする方。（建売住宅を含む。）

※(1)と(2)のいずれも、店舗などの併用住宅を含み、そこに住民登録をしており、発電した電力をご自身が居住する住宅部分で使用しなければなりません。

※(2)の場合は、住宅完成後に住民登録することが必要です。

※補助金の交付は1回限りです。

## 3 補助金の額

3万円×発電システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力の合計値(kw)（上限15万円）

（※ 最大出力の合計値は、小数点以下第2位未満の端数は、四捨五入します。）

4 申請書受付期間

設置工事の着手前と完了後に、2回、申請書の提出が必要です。

以下の書類を揃えて、環境保全推進課または塩江、牟礼、庵治、香川、香南、国分寺の各支所までご持参(郵送不可)ください。

●【1回目】補助金交付予約申請

平成23年4月4日(月)から平成24年3月30日(金)までに予約申請書をご提出ください。

※ 必ず設置工事の着手前に、ご提出ください。

※ 予約申請をしていなければ補助は受けられません。

※ 予約申請をした後、発電システムの設置予定場所を変更した場合、太陽電池モジュールの最大出力の合計値(kw)を変更される場合および設置を中止する場合は、速やかに補助金計画変更届出書(様式第3号)を提出してください。

●【2回目】補助金交付申請

平成24年3月30日(金)までに、補助金交付申請書をご提出してください。(期日厳守)

※ 設置工事の完了後に、ご提出ください。

※ この期間を過ぎる場合は、速やかにご連絡をお願いします。

1回目 設置工事着手前に……

① 補助金予約申請書(様式第1号)

押印はみとめ印で可。ただし、今後の各提出書類には、同じ印鑑を使用してください。

チェック	添付書類
□	工事着工前の現況を確認できるカラー写真(別途「申請書に添付するカラー写真について」をご覧ください) <ul style="list-style-type: none"> <li>● これから新築する住宅に発電システムを設置する場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 工事着工前の土地の現況写真</li> </ul> </li> <li>● 既築の住宅に発電システムを設置する場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 設置予定住宅の全体写真 ② 発電システムを設置する面【屋根】の写真</li> <li>※ 設置面が2面以上の場合は、各面ごとに写真が必要です。</li> </ul> </li> <li>● 発電システムが設置された建売住宅を購入する場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 購入予定住宅の全体写真 ② 発電システムが設置された面【屋根】の写真</li> </ul> </li> </ul>
□	発電システムの設置工事請負契約書のコピー(注文書、売買契約書等のコピーでも可)

2回目 工事完了後に……

② 補助金交付申請書（様式第4号）

※ 予約申請をした後、発電システムの設置予定場所を変更した場合、太陽電池モジュールの最大出力の合計値(kw)を変更される場合および設置を中止する場合は、速やかに補助金計画変更届出書（様式第3号）を提出してください。

※印鑑は予約申請書と同じ印鑑を押印してください。

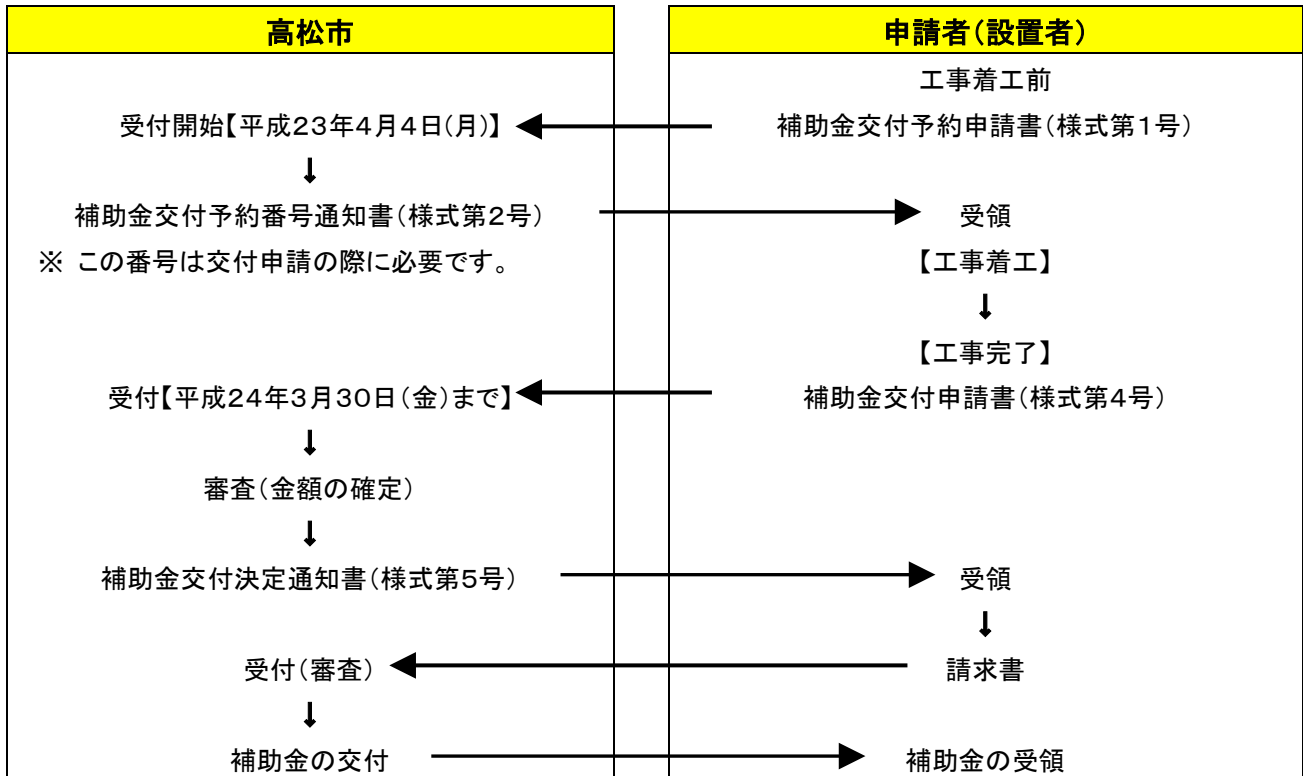
※設置完了日は電気事業者と受給契約を結んだ日を記入してください。

チェック	添付書類
<input type="checkbox"/>	電気事業者の配電線との連系を証する書類(電力受給契約書等)のコピー
<input type="checkbox"/>	太陽電池モジュールの製造番号表(様式第4号の2)
<input type="checkbox"/>	太陽電池モジュールの設置面ごとに、その設置状況および枚数が確認できる図面
<input type="checkbox"/>	発電システムの保証書のコピー
<input type="checkbox"/>	発電システムの設置状況を示すカラー写真(別途「申請書に添付するカラー写真について」をご覧ください) ① 発電システムが設置された建物全体写真 ② 太陽電池モジュール ※ <u>モジュールの枚数が確認できるもの。</u> ③ 接続箱 ④ インバータ ⑤ 発生電力量計(四国電力が取り付ける買電メーターのこと。カラーモニタではありません。) ⑥ 余剰電力販売用電力量計
<input type="checkbox"/>	発電システムの設置費に係る領収書のコピー
<input type="checkbox"/>	発電システムの設置費に係る内訳書(様式第4号の3)
<input type="checkbox"/>	発電システムを設置した住宅の所在地が分かる地図(位置図と附近見取り図のような縮尺の異なる2種類のもの)
<input type="checkbox"/>	住民票【コピー不可】 ※ 申請者本人の住民票で、申請日以前 <u>3か月以内</u> に発行されたもの
<input type="checkbox"/>	市税完納証明書【 <u>納税証明書ではありませんので注意してください。</u> 】 ※ 申請日以前 <u>3か月以内</u> に発行されたもの。 ※ 市税完納証明書は、市役所2階納税課16番窓口と塩江、牟礼、庵治、香川、香南、国分寺の各支所で発行しています。(山田支所・出張所では発行していません。)
<input type="checkbox"/>	請求書【 <u>申請書と同じ印鑑を必ず押印してください。</u> 】 ※ 補助金交付申請書を提出する時に請求書を一緒に提出していただきますが、補助金は市が審査の上、交付決定されるものであり、請求書を提出したから交付されるというものではありません。
<b>発電システムが設置された建売住宅を購入された場合は、次の書類も必要です。</b>	
<input type="checkbox"/>	建売供給者の証明(別途「太陽光発電システム付き住宅の売買について」)
<input type="checkbox"/>	売買契約書の写し

5 その他

- (1) 申請書の受付期間を過ぎたものや書類不備等の場合は、補助金を交付できません。
- (2) ここで紹介した内容は概要であり、詳しくは要綱をご覧ください。
- (3) 補助金は、ご指定された口座へ振り込みます。

～補助金交付申請手続きの流れ～



お問い合わせ・お申込先 : 高松市 環境部 環境保全推進課  
 〒760-0080 高松市木太町 2282 番地 1  
 TEL (087)839-2393 FAX (087)837-1458  
<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/1357.html>